

定款

三重県知事認可日	平成 24 年 6 月 1 日
施行日	平成 25 年 4 月 16 日
改正施行日	平成 26 年 1 月 29 日
改正施行日	平成 26 年 6 月 16 日

社会福祉法人
ウェルハート厚生会

社会福祉法人ウエルハート厚生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 ウェルハート厚生会 という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県多気郡明和町大字志貴 1334 番地に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び三重県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 三重県多気郡明和町大字志貴字下川原 1334 番 特別養護老人ホーム 土地 3,059.75 m²

(2) 三重県多気郡明和町大字志貴字下川原 1334 番地所在の特別養護老人ホーム 建物
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
1階 1278.65 m²
2階 1276.74 m²

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県知事の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人ウェルハート厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。その任期は、この定款第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

理 事 長	西 村 昭 徳
理 事	中 山 尚 夫
理 事	北 村 一 昭
理 事	西 井 正
理 事	西 井 豊 生
理 事	脇 田 博
監 事	楠 木 喬 雄
監 事	中 澤 義 博

この定款は、三重県知事認可の日（平成24年6月1日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の届出受理の日（平成25年4月16日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、三重県知事認可の日（平成26年1月29日）から施行する。
- 2 平成26年1月29日付の定款変更に伴い増員された理事1名の任期は、定款第6条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この定款は、三重県知事認可の日（平成26年6月16日）から施行する。

社会福祉法人ウェルハート厚生会定款施行細則

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人ウェルハート厚生会定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人ウェルハート厚生会定款（以下「定款」という。）第27条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる特別養護老人ホームの業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び理事長、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第9条第1項ただし書きに基づく理事長及び施設長の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃にかかる議決、審議分掌については、別表3のとおりとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を欠席理由を明らかにした上で、別紙1の様式により行うことができるものとする。

(職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長に事故ある時は、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代行者の指名については、任期毎に理事会の議決を経ることとする。

順 位	職 務 代 理 者
第1位順位	理事 西村 智美
第2位順位	理事 北村 一昭

第2章 理事会

(理事会の招集)

第7条 理事会の開催時期は、①予算②決算③補正予算及び事業経過報告とし、年間3回以上開催することを原則とする。

- 2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(開会及び閉会)

第9条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第10条 理事会における表決の方法は挙手による。

- 2 議長は、理事に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第11条 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

- 2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第12条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数（定数）
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果

- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- 2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会等への出席)

- 第13条 監事は、原則として理事会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

- 第14条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。
- なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。
- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(役員欠員補充)

- 第15条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

- 第16条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期（概ね1年）にわたって継続することは、指導検査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

- 第17条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第18条 法人の役員又は役員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。
- 2 法人の役員又は役員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第19条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月16日改正、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年5月2日改正、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年9月15日改正、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月28日改正、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月27日改正、同日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月24日改正、同日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

理事会要議決事項一覧

議決事項・審議事項	理事会での要議決	
	過半数 の議決	2/3以上 の議決
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○
補正予算		○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○
定款の変更		○
合併		○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○
重要事項で理事会において必要と認める事項		
公益事業に関する事項		○
収益事業に関する事項		○
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○	
施設長の任免その他重要な人事	○	
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○	
役員報酬に関する事項	○	
その他、法人の業務に関する重要事項	○	
理事・監事の選任・解職		○

(根拠法令：法第39条、定款準則ほか)

別表2 (第4条第2項関係)

専決事項一覧

[一般・人事に関する事案]

事案	役職名 区分	理事長	施設長	備考
		専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	○		※ 2
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○		編者注2
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
5	予算の流用・予備費の支出	○		
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	専決しない		
7	公示、公告に関すること	○		
8	寄付の募集事務及び受領に関すること	○		
9	訴訟に関すること	○		※ 2
10	債権の免除・効力の変更に関すること	1件10万円以下又は 年計50万円以下 ○		※ 2 法人の規模により 金額を設定する
11	法人の組織及び権限に関すること	○		
12	苦情対応規程に基づく第三者委員の選任	○		
13	職員の任免に関すること	○		
14	職員の配置に関すること	(○)	(○)	合議有り
15	有期契約職員の採用に関すること	医師 ○	○	※ 1
16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	施設長以上 ○	所属職員 ○	※ 1
17	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	施設長以上 ○	所属職員 ○	※ 1
18	職員の初任給に関すること	主任以上 ○	所属職員 ○	※ 1
19	職員の昇給・昇格基準に関すること	(○)		合議有り
20	職員の昇給・昇格決定に関すること		○	

注：上表中の(○)は、理事長、施設長のいずれかの専決とすることの意味。

事 案	役職名 区 分	理 事 長	施 設 長	備 考
		専 決 事 項	専 決 事 項	
21	休職、復職、退職、育児・介護休業に関する事	○		
22	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	○		※ 2
23	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	○		
24	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事	○		
25	職員健康診断の実施に関する事		○	
26	被服貸与等に関する事	○		
27	利用者の日常の処遇に関する事		○	※ 1
28	利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○	※ 1
29	施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事	1,000万円未満 ○	500万円未満 ○	※ 1
30	薬品、給食材料の処分に関する事		○	※ 1
31	自動車の運行管理に関する事		○	※ 1
32	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの ○	軽易なもの ○	※ 1・2
33	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	○		
34	職員の研修に関する事	施設長以上 ○	○	※ 1
35	諸証明に関する事		○	
36	金融機関を指定する事	○		

(備考) ※1 No.14、15、16、17、26、27、28、29、30、31、33のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決裁権限を事務長に委譲することができる。

※2 専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

[法人収入に関する事案]

事 案		役職名		備 考
		理 事 長	施 設 長	
		区 分	専 決 事 項	専 決 事 項
1	介護報酬・自立支援給付費・運営費等の収入に関する事案	○		1回10万円以下、 年額50万円以下
2	過誤納金の充当又は還付に関する事案		○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事案	○		
4	受贈の承認・寄付に関する事案	10万円未満 ○		注 3
5	その他の収入に関する事案		○	

[法人支出に関する事案]

事 案		役職名		備 考
		理 事 長	施 設 長	
		区 分	専 決 事 項	専 決 事 項
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事案	100万円以上 500万円未満	100万円未満	注 3
2	請負契約又は委託契約に関する事案	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満	注 3
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事案		○	注 3
4	分担金、負担金等に関する事案		○	注 3
5	緊急を要する物品の購入 (災害・故障関係に限定)	100万円以上 1,000万円未満 ○	100万円未満	注 3

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額以内であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な影響がある場合、理事長は、専決せず、理事会に諮ることとする。

注4 請負又は委託については、専決であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行すること。

注5 緊急を要する物品については、故障関係に限る等事例を想定した上で設定してください。

定款施行細則

別表3 (第4条第3項関係)

規程、規則の議決分掌表

	理事会での議決規程	理事長の専決規程
定款細則	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
経理規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
役員報酬及び旅費規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
安全衛生管理規程		○
特別養護老人ホーム ウェルハート明和 運営規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
特別養護老人ホーム ウェルハート明和 重要事項説明書	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
特別養護老人ホーム ウェルハート明和 契約書	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
短期入所生活介護 ウェルハート明和 運営規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
短期入所生活介護 ウェルハート明和 重要事項説明書	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
短期入所生活介護 ウェルハート明和 契約書	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
預り金 契約書	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
苦情対応制度規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
消防計画		○
就業規則	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
給与規程、旅費規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
育児・介護休業規則	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
公印取扱規程		○
資金運用規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
監事監査規程	制定・廃止・重要な改定 ○	軽易な改定 ○
文書管理規程、文書保存規程		○
公益通報対応規程		○
職務権限及び職務分掌規程		○

別紙1 (第5条関係) 様式

F A X 0596-21-1134 法人事務局宛

理 事 会 出 欠 連 絡 票

平成 年 月 日 開催の社会福祉法人ウェルハート厚生会理事会に

- 当日御出席
- 書面で御出席（当日欠席） します。
- 御欠席

* 書面で御出席の場合（当日御欠席理由：いずれかに○を付して下さい）

- 1 他の会議等に出席するため
- 2 健康上の理由で
- 3 その他

お手数ですが、当日御欠席で書面にて出席される場合は、下記により議案に関する意思を表示してください。

私は、社会福祉法人ウェルハート厚生会定款第9条第6項の定めに基づき、平成 年 月 日開催の事前に付議された審議議案に関する意思を下記のとおり表示します。（どちらかに○を付して下さい）

議決事項	第1号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第2号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第3号議案について	承認する	/	承認しない
同意事項	1	同意する	/	同意しない

ご意見欄

[]

平成 年 月 日

御芳名

社会福祉法人ウェルハート厚生会理事長 様